

建設委員会記録

1 日 時 令和5年9月20日（水曜日）

開 会	午前10時10分
休 憩	午前10時22分
再 開	午前10時33分
休 憩	午前10時38分
再 開	午前11時05分
閉 会	午前11時43分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 8人

委 員 長	横 野 昭
副委員長	村 石 篤
委 員	澤 田 和 秀
//	田 辺 裕 三
//	泉 英 之
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
総務課長	浦山 信之
予防課長	岸 隆志
警防課長	松井 孝博
通信指令課長	井原 毅
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一

【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	森 俊彦
局次長（技術担当）	山崎 明彦
参事（農林水産部次長）	前田 剛
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（西上下水道サービス担当）	五十嵐 健治
参事（経営企画課長）	井村 孝志
参事（給排水サービス課長）	金山 英樹
参事（下水道課長）	五十嵐 進
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	佐伯 徳生
水道課長	帳山 誠志
上下水道施設管理センター所長	駒見 潤
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
西上下水道サービスセンター所長	村田 友康
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
水橋浄化センター所長	竹島 寛文
下水道課主幹（農村整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	経澤 陽一
経営企画課主幹（調整担当）	山本 哲弘

【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	山森 豊
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（土木事務所担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理課長）	山崎 哲志
建設政策課長	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
河川整備課長	経澤 陽一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	澤野 重雄
市営住宅課長	山崎 悟
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	山本 貴章
土木事務所建設課長	水野 央
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	野嶽 誠司
部次長（技術担当）	村井 真哉
参事（交通政策担当）	高田 秀昭
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（建築指導課長）	佐藤 英子
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	沖村 一
交通政策課長	高田 興真
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	野村 知範
居住対策課長	光岡 伸一
都市計画課主幹（調整担当）	相川 智昭

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理

酒井 優

議事調査課主査

牧石 真理

議事調査課主任

澤井 将

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和５年９月定例会建設委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（１名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、泉委員、谷口委員を指名いたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第１１５号 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

予防課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第１１５号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第１１５号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長	御異議なしと認めます。 よって、本案件は原案可決されました。 以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。 次に、報告案件として提出されている 報告第４９号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第２４号、専決第３６号を議題といたします。 これより、当局の説明を求めます。
総務課長	〔議案書により説明〕
委員長	これより、質疑に入ります。 質疑はありませんか。
村石委員	専決第２４号について、サイドブレーキのかけ方が甘かったので事故に結びついたと説明がありました。消防署の消防ポンプ車を見てみると、タイヤ止めをしているのですけれども、今回の場合はタイヤ止めはしていなかったということですか。タイヤ止めはする必要もなかったということですか。
総務課長	タイヤ止めをする前に下がっていったということです。
委員長	ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。 次に、消防局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。
村石委員	新型コロナウイルス感染症が五類に移行した後、消防職員の中で感染した人数についてお聞かせください。
総務課長	移行後は３２名です。

村石委員 32名が感染したということですが、1つの消防署に集中して感染者が出たために通常の業務ができず、消防局から消防職員が応援に行った例はあるのでしょうか。

総務課長 ございません。

村石委員 先ほどの分科会で、北部消防署が古くなっているという話がありました。特にシャワー室が古くなっており改修してほしいという声が消防職員から上がっています。
北部消防署だけではなく、ほかにも幾つかあるかもしれませんけれども、シャワー室の調査をして、必要な改修を早期に行う必要があると考えますが、見解を伺います。

総務課長 具体的にどのように古くなっているのか、私は聞き及んでおりませんが、施設の改修につきましては、例えばシャワー室であればお湯が出ないまたは排水溝が詰まっているなど、機能上の不具合があれば、今までもですが、即時何らかの対応をさせていただいております。
今後もそのような機能上の何らかの不具合があり、改修について所属から要望があれば、当然限られた予算の中で優先順位をつけてということにはなりますが、対応していきたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前10時22分 休憩

~~~~~

午前10時33分 再開

委員長 建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第49号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第23号

を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

上下水道施設 〔議案書により説明〕  
管理センター所長

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、  
契約金額１億５，０００万円以上の工事請負契約について  
当局の報告を求めます。

契約出納課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に  
何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前１０時３８分 休憩

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 05 分 再開

委員長 建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 116 号 工事請負契約締結の件（小見橋 1  
号仮橋設置工事）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

道路構造保全対策課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第 116 号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第 116 号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたしま  
す。

委員長 次に、報告案件として提出されている  
報告第 48 号 専決処分報告の件（訴えの提起の件）  
報告第 49 号 専決処分報告の件（損害賠償請求に  
係る和解の件）中、専決第 22 号、専決第 31 号

以上２件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

市営住宅課長 〔報告第４８号について、  
議案書により説明〕

道路河川管理課長 〔報告第４９号中  
専決第２２号について、  
議案書により説明〕

公園緑地課長 〔報告第４９号中  
専決第３１号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、  
調停申立ての結果について  
当局の報告を求めます。

市営住宅課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの報告について、質問はありませんか。

谷口委員 調停申立ての結果を受けて、今後は専任弁護士と協議していかれるということですが、もう退去期限から半年が過ぎて、まだ放置状態なので、当初から言っていますけれども、やっぱりスピード感を持って対処して欲しいということでもあります。  
どのような流れになっていくのか、今後検討されると思いますが、いずれにしても、とにかく早く解決

してほしいので、しっかりと取り組んでいってください。これは要望であります。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

谷口委員           奥田ビルについて、現在、3棟のうち1号棟と3号棟は出入口が全部塞がれた状態になっていますが、2号棟はまだ塞がれていないということで、今後、どのようなスケジュールで進められるのか聞かせてください。

市営住宅課長   奥田団地の立ち退きの状況につきましては、先ほどの説明にもありましたが、調停申立てを行った店舗1件以外に、住宅1件、店舗2件の明渡しが未了でございます。  
その3件につきましては、いずれも本市がお示した移転補償契約に合意されております。住宅の方はもう既に別の住宅に転居されており、店舗の方は営業を終了されておりますけれども、奥田団地に残る荷物の整理に時間がかかっておりまして、まだ正式には退去手続きが完了していない状況であります。  
委員がおっしゃいましたように、団地のそれぞれの棟の2階以上が住宅で、住宅の入居者が全て退去された1号棟と3号棟については、既に間口を封鎖しております。2号棟は残る1名の入居者の方が、まだ退去の片づけが済んでいないため、今はまだ封鎖できていない状況であります。  
建物の安全管理や地域の治安確保のためにも、一刻も早く荷物を片づけていただいて、2号棟も速やかに封鎖したいと考えております。

谷口委員           2号棟については、まだ1名の荷物が残り、封鎖できない状態であるということで、恐らく廊下の電気などもつけておられて無駄なお金がかかっているのではないかと思います。もう誰も住んでいないところに電気をつけておかなければいけない状況にな

っているので、これは一刻も早く封鎖をしてもらうということと、開いていることで、やっぱり近隣の住民からするとものすごく不安があるので、先ほども言いましたが、やはりスピード感を持って対処していただきたい。

それと、調停が不調になり、今後どうなるのか。廃止が決まった後、今度はすぐに跡地利用のこともしっかりと取り組んでいかなければいけないということを以前から言い続けていますが、その跡地利用のことがまだ見えてこないというところでもあります。調停が不調になったということですから、跡地利用のことも、まだ見えないところは当然あると思いますが、やはり早く進めていかないと、周辺地域一帯のにぎわいも考えていかなければいけないので、一刻も早く次の跡地利用を考えていってほしいというところで、スケジュール的なことで部長から何か言えることがあれば教えてください。

建設部長

委員がおっしゃるとおり、跡地については有効に使っていくべきだと思っています。  
ただ、どのような形で進めればいいのかについては、部内でも協議をしているところで、建物をどのように壊すのかについては、方法を考えた上で速やかに対応していきたいと思っています。

谷口委員

地元の議員ということで、いろいろな業者等からも問合せを受けております。大手や中・小のゼネコンなどがかなり注目しているところなので、可能性を含めて、業者にも声をかけたりサウンディングをしたりして、またいろいろな取組をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。要望です。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。  
建設部の皆さんは退室願います。  
この後、活力都市創造部所管分に入ります。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔建設部退室／活力都市創造部入室〕

委員長           これより建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査に入ります。  
議案第１１４号 富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第１１９号 字の区域の変更の件、  
以上２件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長   〔挨拶〕

居住対策課長   〔議案第１１４号について、  
議案書により説明〕

まちづくり推進課長   〔議案第１１９号について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第１１４号、議案第１１９号、以上  
２件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、議案第１１４号、議案第１１９号、以上  
２件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第49号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第35号  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

交通政策課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、  
富山市立地適正化計画の改定について  
当局の報告を求めます。

都市計画課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、質問はありませんか。

泉委員 委員会資料6ページ（4）の部分で、細かい地図なので詳細はちょっと分かりかねますが、災害イエローゾーンの解釈についてお伺いします。  
③大山地域の地図について、災害イエローゾーン内に大山行政サービスセンターが入っていると思います。私が言いたいのは、居住誘導区域からの見直しは理解するのですが、大山行政サービスセンターのように一般人がどんどん出入りする施設が災害イエローゾーンに入っていて、居住は認めないと。この

整合性はどう解釈したらいいのでしょうか。

都市計画課長　今回、居住誘導区域の中に災害イエローゾーンの災害警戒区域が含まれるということで、居住を誘導するエリアからは除外することとなっています。ですから、そこにあるものを除外するわけではなくて、災害リスクがあるため、富山市が居住誘導するエリアから今回除外するものと考えております。

泉委員　分かるのですけれども、大山会館はこの間できたばかりですよ。そこを災害イエローゾーンのままで移行しておいて、居住とどのような整合性があるのか。

委員会資料に、「土地の形質を根本的に改善しなければ」と書いてあるので、これからはまだ大山行政サービスセンターの周辺でいろいろな工事を進めるのでしょうか、そのような予定が進めばこの災害イエローゾーンが解除されると判断してよろしいのですか。

今答えることができれば、また検討いただくこととしてよろしいのですが、中山間地ではいろいろなところが災害イエローゾーンに入っていますので、例えば擁壁を造ることで居住地域に広げられるのであれば、地域の見直しはできるのかなと思って質問したものです。また分かれば教えてください。これで結構です。

委員長　また検討してください。  
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、活力都市創造部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か御質問はありませんか。

泉委員　数日前の新聞に、立山町の大型商業施設についての記事が大きく載っていたと思うのです。4車線化を

目指している富立大橋の沿線一新庄と藤ノ木という人口の一番多い地区一付近の立山町内にショッピングセンター誘致を計画するかもしれないと。まだ曖昧なものだと思います。

それで私は思うのですが、本市では、今までコンパクトシティ政策として中心市街地の活性化を中心に進めてこられました。以前も言ったようにそれは大変理解するところですが、射水市にはコストコという大型店や大型のショッピングセンターがありますが、富山市は中心市街地活性化のために、そのような大型店をなるべく認めない方針で進めてきました。しかし、自分が住む市の中に大型ショッピングセンターが造られないことによって、市の住民が市外の大型ショッピングセンターに出向いてしまい、つまりは、市の固定資産税や利便性を考えても、富山市にとって財力的に逆にマイナスになるのではないかと。もうそろそろそのような考え方をしてもいいのではないかと考えています。

そこで質問ですが、大山地域には広い土地がいっぱいあるので、そのようなところを活用して、富山市内で大型の買物ができるような都市政策についてそろそろ考えていったほうが、富山市の財政力や、富山市の中で資金を回すという観点からも、大事なことでないかと。

ただ単に立山町あるいは射水市に、お金の消費を持っていかれてしまうところなので、ざっくりとした計画でもいいのですが、その方向性について部長にお伺いしたいと思います。

活力都市創造部長 立山町利田地内で大型商業施設誘致の可能性があるということについて、令和5年9月11日に新聞報道がされておりました。それに関しては県や立山町から情報をいただいているものですから、真偽がよく分からない部分がありますのでコメントはできないのですが、委員がおっしゃった内容について、富山市の中で造られずに、周辺の町で大規模集客施設が造られてしまうということは、確かに可能性としてはあります。

それを防ぐといえますか、調整する手法として、県で広域調整という仕組みを持っています。そういう施設を周辺の自治体で造ろうとした場合に、例えばそれは富山市のまちづくりに反するので、そういうことをやってもらっては困りますなどと意見を述べる場合があります。そのような場を通して、周辺の自治体で計画されていることに関して少し考え直してもらうという方法があります。

もし仮に立山町でそのようなお話があるとすれば、広域調整という手法を用いて、県や立山町に富山市の考えをお伝えして、再考してもらうような方向性で考えております。

泉委員

それでは要望になるのですが、周辺の町での計画をやめてもらうというよりも、都市計画として富山市内にそのようなエリアを設定して建設していくという方向に持っていけないと、人口も減るし、財力もなくなってくると思うので、検討していただきたいと。

あともう１点、なぜコストコへ行くのかと。あそこは電車も何もありませんが、よく考えてみたら、たくさん買物をするときは、電車やバスに乗って買物袋を下げて帰ることはまずしません。

つまり、富山市は公共交通機関を軸としていますが、やはりスーパーで買物をして袋が２つになると、公共交通では持って帰れないという状況にもなりますので、ただ単に鉄道路線だけの目線ではなくて、やっぱり車も１つの買物手段だということをお考えいただきたいと思ひまして、要望として申し上げます。

活力都市創造部長

おっしゃることは非常によく理解できるころはあるのですが、仮に立山町利田に大規模集客施設ができなかった場合に、藤ノ木地区などで建設できるようにすることがいいのかということは、今取り組んでいます中心市街地の活性化という部分と自己矛盾が生じてしまうところもありますので、そこはやはり慎重な議論、検討が必要なのかなと思ひて

います。

村石委員 おでかけ定期券事業について伺います。  
発行枚数について、令和元年度は2万5,000枚余り、令和4年度は2万1,000枚余りで、令和元年度比83.7%になっていると教えてもらいました。  
1日当たりの平均利用者数については、令和元年度は2,700人余り、令和4年度は2,000人余りで、令和元年度比74.4%になっております。  
1日当たりの平均利用者が2,000人を超えているというのは、非常に驚きました。  
この方たちの多くは、中心市街地に来て買物をしていると思うのです。おでかけ定期券事業が買物客の増につながっていると考えますが、見解を伺います。

まちづくり推進課長 市が平成30年度に実施しました高齢社会における交通と健康モニタリング調査によりますと、公共交通で来街した高齢者の平均の滞在時間が約3時間という結果になっております。これは、自家用車で来街した人の約2倍であります。  
また、中心市街地でのお店等に寄る回数、訪問箇所数につきましては、公共交通で来街した人のほうが自家用車で来街した人よりも多く、また広範囲に回遊しているという結果になっております。  
そのことから、1日当たり、現在平均約2,000人余りの方がおでかけ定期券を利用しておられますので、本事業が中心市街地での経済活動につながっているものと考えられます。

村石委員 1回中心市街地に来たら1人当たり幾らぐらい消費しているのかという金額は調べているのでしょうか。

まちづくり推進課長 消費金額につきましては、調べていないところです。

村石委員 本事業は本当にいい事業だと思うのですが、周知方法について改善が必要ではないかと思えます。今年に入ってから、3月5日号、8月5日号、9月

5日号の「広報とやま」にお知らせが出ていたのですけれども、市役所本庁舎8階の活力都市創造部の廊下に「楽しい！お得！元気！65歳以上の方はおでかけ定期券で中心市街地へでかけてみませんか」というチラシがありましたので、例えば富山市の長寿会連合会や各地域の長寿会の皆さんにこのようなチラシを配布するなどして、このおでかけ定期券をもっと周知したらいいと考えますが、見解を伺います。

まちづくり推進課長 おでかけ定期券のパンフレットにつきましては2万数千部作成しており、おでかけ定期券の受付を行う地区センターや駅舎等にも置いてあります。ポスターも300枚ほど作りまして、地区センター、バスや電車の車両内等に掲載しているところではあります。もっと効果的な対象者をピンポイントに絞ったPRという意味では、委員のおっしゃった案もとても有効だと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

今年度から富山市公式LINEも始まりましたので、高齢者の欄にチェックをされた方向けに送ることもかなり効果的ではないかと思っております。そのような取組も進めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。

これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和5年9月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和5年9月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 横 野 昭

署名委員 泉 英 之

署名委員 谷 口 寿 一